

京都市医療施設審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第68号

京都市医療施設審議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市医療施設審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市医療施設審議会規則

第3条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第5条とする。

第2条を第4条とする。

第1条の見出しを「(招集及び議事)」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「京都市医療施設審議会(以下「審議会」という。)」の「を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

第1条に次の1項を加える。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第1条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市医療施設審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)